

議案第 1 4 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年日出町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条の 3）

第 2 章 補償及び福祉事業（第 6 条—第 1 7 条）

第 3 章 審査（第 1 8 条・第 1 9 条）

第 4 章 雑則（第 2 0 条—第 2 4 条）

附則

第 1 条中「基き」を「基づき」に改める。

第 2 条第 3 号中「大分県町村消防団員及水防団員公務災害補償組合補償条例

(昭和30年条例第1号)」を「大分県消防補償等組合公務災害補償条例(昭和41年大分県消防補償等組合条例第2号)」に改める。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額

第20条第2項中「規則で」を「証人等の実費弁償に関する条例(昭和46年日出町条例第10号)に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

理 由

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。